「2月14日からの大雪にかかる災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ(日本学生支援機構奨学金のお知らせ)

このたびの大雪により罹災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は2014年4月30日(水)までに学生課(神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室)までご相談ください。

記

○災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

(長野県)

茅野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町、北佐久郡御代田町

(群馬県)

安中市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻 郡高山村、吾妻郡東吾妻町、沼田市

(山梨県)

富士吉田市、南巨摩郡早川町、南都留郡山中湖村、南都留郡富士河口湖町、甲府市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡鳴沢村、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村、北杜市、甲州市、南都留郡西桂町

南アルプス市、南都留郡道志村(※2月28日追記)

(埼玉県)

<u>秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀞町、秩父郡小鹿野町、児玉</u>郡神川町

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに 家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世 帯に属する学生も対象となります。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

→平日8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20 ※但し、次の期間は閉室しております。 日曜・祝日